

自動車税口座振替 はじめませんか。



- ・うっかり払い忘れ。
- ・払ったかどうか分からなくなる。
- ・郵便物に紛れて納付書が見当たらなくなる。

今までに、こんな経験はありませんか？

詳しくは裏面をご覧ください！



自動車税(種別割)のお知らせ

◆4月1日現在の所有者に課税されます

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。
(売主が割賦販売等で所有権を留保している場合は、買主である使用者に課税されます。)

◆自動車の名義変更・住所変更は3月31日までをお願いします

自動車税(種別割)は4月1日現在の車検証上の情報をもとに課税されます。
お使いだった車を下取りに出した場合、お引越された場合などは、
車検証も必ず変更してください。

納税は**口座振替**が安全・便利・確実

●複数所有の自動車も、一括振替します！

自動車を複数台お持ちの場合、1回の手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替に
できます。振替日は納期限(5月末日)(納期限が土日の場合は後ろにずれます。)

●自動車買換でも振替は継続します！

所有者の住所・氏名に変更がなければ、自動車を買換えても、そのまま口座振替
が継続されます。

申込はがき配布場所

◎行政県税事務所

◎自動車税事務所

◎市町村

◎各金融機関窓口(ゆうちょ銀行除く)など

※申込はがきは郵送でもお送りします。お気軽にご連絡ください。

お申込みは、専用の申込はがきに必要事項を記入し、
郵便ポストに投函してください。

次の納税(5月末)から
ご利用する場合
2月末まで〈必着〉



群馬県TAX
ホームページ

- 軽自動車税(種別割)の申し込みはできません。
お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 個人の事業税についても、口座振替が可能です。
併せてご検討ください。

◎問い合わせ先

◇伊勢崎行政県税事務所 TEL 0270-24-4350

◇群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343